

【アメリカ】1996年通信品位法第230条に関する司法省報告書

海外立法情報課 中川 かおり

* 2020年6月17日、連邦司法省は、1996年通信品位法第230条に関する報告書を公表し、オンライン・プラットフォームの免責の範囲を制限する勧告を行った。

1 経緯と現状

名誉棄損に当たる言論を規制する1996年通信品位法第230条¹は、当時揺籃（ようらん）期にあったオンライン産業を保護し、オンライン・プラットフォーム（同法にいう「双方向コンピュータ・サービス」に当たる（後掲）。以下「プラットフォーム」）に対し、児童に有害なコンテンツを削除するインセンティブを与えるために制定された。その後の25年間で、インターネットをめぐる状況は劇的に変化し、幾つかのプラットフォームは、もはや第三者のコンテンツを掲示する単純なフォーラムではなく、コンテンツとユーザをつなげる洗練されたアルゴリズムを用いる世界規模の企業に成長した。この技術革新と、裁判所が行ってきた同条c項(1)、(2)(A)（後掲）の解釈により、プラットフォームは広範な免責を得ると同時に、透明性又は答責性なしにコンテンツを加工することができるのが現状である。連邦司法省は、この問題に取り組むためには、同条を削除するのではなく、その免責の範囲を制限してインターネットを開かれた安全な場所として維持すべきとする報告書を、2020年6月17日に公表した²。

2 1996年通信品位法第230条の概要

報告書が対象とする同法第230条（名誉棄損を規制）の規定の概要は、次のとおりである³。

- ・「双方向コンピュータ・サービス」とは、複数の利用者によるコンピュータ・サーバへのコンピュータによるアクセスを提供し、又は当該アクセスを可能にする情報サービス等をいう（同条f項(2)）。
- ・双方向コンピュータ・サービスのいかなる提供者又は利用者も、別の情報内容提供者が提供する情報の発行者（publisher）又は代弁者（speaker）として扱われない（同条c項(1)）。
- ・双方向コンピュータ・サービスの提供者又は利用者は、わいせつな、…（中略）…又は他の好ましくないと判断する…（中略）…素材へのアクセス等を制限するために誠実に、かつ、任意に講じた措置につき、責任を問われない（同条c項(2)(A)）。
- ・同条は、①列挙する連邦刑法規定の施行を妨げない、②知的財産に関する法律を制限し、又は拡大することはない、③同条と合致する州法の当該州による施行を阻止しない、④1986年電気通信プライバシー法⁴の規定又は類似の州法の適用を制限しない、⑤同条c項(2)(A)を除き、性目的人身取引対策に関する連邦法に違反する行為に対する民事訴訟の請求等を制限しない（同条e項）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年10月13日である。

¹ Communications Decency Act of 1996, P.L.104-104, Title V, 47 U.S.C. § 230.

² U.S. Department of Justice, Section 230—Nurturing Innovation or Fostering Unaccountability? Key Takeaways and Recommendations, June 2020. <<https://www.justice.gov/file/1286331/download>>; 関連する政府の主な動きは、中川かおり「【アメリカ】1996年通信品位法第230条をめぐる政府の主な動き」『外国の立法』No.285-2, 2020.11, p.33を参照。

³ 「(2)アメリカ ①通信品位法 第230条不快な素材の私的な阻止及び選択の保護」総務省『改訂版 プロバイダ責任制限法』第一法規, pp.409-415; 神足祐太郎「権利侵害とプロバイダの責任—インターネット上の名誉毀損への対応—」『調査と情報—ISSUE BRIEF』No.919, 2016.8.25, pp.6-7等を参考に訳出した。

⁴ Electronic Communications Privacy Act of 1986, P.L.99-508, 18 U.S.C. §§ 2510-2523.

3 報告書による勧告の概要

(1) 免責の維持と違法コンテンツの削除等のインセンティブの付与

①連邦刑法に違反する第三者のコンテンツを故意に促進する等のプラットフォームに免責を認めるべきではない。ただし、偶然に、又は過失により違法な行為を促進する場合には、プラットフォームは免責を失わないとし、主観的要件の有無により責任を区別する。②同条 e 項が、2018 年の改正により人身取引に一定範囲で免責を認めないとしたのと同様に、児童性虐待、テロリズム及びサイバー・ストーキングに関する言論にも免責を認めるべきではない。

同条の規制する名誉棄損は、不法行為の一部であり、他人の名誉棄損発言を仲介した者に対し、学説は、(i)出版社等の発行者とされる場合には、名誉棄損責任が成立し、(ii)図書館等の配布者 (distributor) とされる場合には、名誉棄損を知り、又は知り得べきときに責任が成立し、(iii)印刷会社等は手段 (accessories) にすぎず、責任は成立しないとする⁵。このうち、(i)については、同条 c 項(1)により、双方向コンピュータ・サービスが責任を負わないと定められた。(ii)については、同条に規定がなく解釈上は不分明であったが、連邦裁判所の判例⁶は、配布者が、同条 c 項(1)の発行者等と同様に扱われるべきとし、配布者である双方向コンピュータ・サービスには名誉棄損責任が成立しないとしてきた。しかし、報告書は、③(ii)の配布者に名誉棄損責任を求めない判例について、プラットフォームが連邦刑法に違反する資料等を現実に認識する場合には、免責を認めるべきではないとする。また、プラットフォームのコンテンツが裁判所により違法であると判断された場合には、その判決の通知を受けてから相当の期間内にその削除等を行わなければ、プラットフォームが免責を認められないように変更すべきであるとする。

(2) 民事執行に対する免責の不適用

刑事訴追を補足する重要な役割を担う、連邦政府による民事執行が行われる場合に、プラットフォームに同条の免責を認めるべきではない。また、民事訴訟の当事者としての連邦政府に対して、プラットフォームによる同条の免責の援用を認めるべきではない。そのため、同条 e 項は、連邦刑法の場合だけでなく、連邦民法にも免責を認めないことを明確化すべきである。

(3) 反トラスト事件に対する免責の不適用

反トラスト法は、支配的な地位にある企業に、競争を損なう行為を禁止するが、いくつかの事件において、プラットフォームは、同条により反トラストの主張からの免責を認められると主張した。しかし、反トラスト事件では、競争を損なう行為の責任が問題となるのであって、第三者の言論が問題となるのではないので、同条の免責は認められるべきではない。

(4) 第 230 条の規定及びその目的の明確化

同条 c 項(2)(A)の①「又は他の好ましくない」の文言が、曖昧で包括的である。プラットフォームが、コンテンツを恣意的に削除するためにこの文言が利用されないよう、これを変えるべきである。②「誠実に」の文言に定義を加え、また、法執行を妨害し、又は他者に対する緊急の傷害を与える場合を除くことを明記するべきである。③同条は、一部のコンテンツを削除するプラットフォームに、全てのコンテンツに責任を生じさせるとする判決⁷を覆すために制定された。報告書の勧告に従い、同条の範囲を狭めても、プラットフォームに、当該判決に基づく責任が復活することがないことを明記するべきである。

⁵ 山口勝之「サービス・プロバイダーの法的責任(下)」『NBL』No.643, 1998.6.15, pp.41-48.

⁶ *Zeran v. America Online, Inc.*, 958 F. Supp. 1124 (E.D. V. 1997) etc.

⁷ *Stratton Oakmont, Inc. v. Prodigy Services Co.*, 1995 WL 323710 (N.Y. Sup. Ct. 1995).